

## よくある質問

	Q	A
1	1つの事業者のなかで複数の支店・営業所がある場合、上限額は支店・事業所ごととなりますか。	支店・営業所ごとの上限額となるため、それぞれについて申請を受け付けます。
2	ツアー中に島田市以外の施設に立ち寄りをする場合も補助対象になりますか。	1ツアー中に島田市内の施設を2カ所以上利用する条件を満たしていれば対象になります。
3	他の公共団体等から類似の趣旨の補助金等を受ける場合は、併用可能ですか。	国が実施する「GoToトラベル」や「今こそ！しずおか！！元気旅！！」など県、他市町村で実施しているバスツアー催行に関する補助金と併用は可能です。詳しくは、お問い合わせください。 ※島田市が実施する他の助成制度との併用はできません。
4	申請書類の提出はメールのみの受付でしょうか？郵送・FAXは可能ですか。	交付申請の受付はメールのみです。
5	実績報告書、請求書の提出はメールのみ受け付けでしょうか？郵送・FAXは可能ですか。	実績報告書については立ち寄り施設の証明に押印を求めているため、郵送で提出をお願いします。また、請求書も代表者印を押印していただく必要があるため、郵送で提出をお願いします。
6	お手洗い休憩で立ち寄りする施設も、施設として対象とすることはできますか。	原則お土産物購入等の消費活動を目的に立ち寄る場合に限り、対象となります。お手洗い休憩のみの理由で立ち寄る場合は、対象とはなりません。
7	大型バスでないと補助の対象になりませんか。	参加人数15名以上(添乗員は除く)であれば、バスの大きさは関係ありません。
8	交付申請からツアー実施回数が増減となりました。実績報告時に変更して報告すればよいでしょうか。	実施回数が減った場合はその都度、変更申請書の提出をお願いします。実施回数が増えた場合は催行日の20日前までに、新規に交付申請を提出していただく必要があります。 実施回数の減: 変更申請 実施回数の増: 増えた分については新規申請
9	変更申請の不要な軽微な変更とはどのような場合ですか。	参加人数15人を下回らない人数変更や交付要件である島田市内の施設2カ所以外の立ち寄り場所の変更は特に申請は必要ありません。要件となる市内の立ち寄り施設、ツアー回数の変更等は変更申請が必要となります。
10	出発地はどこでもよいのでしょうか。	出発地については問いません。どちらからお越しいただいても構いません。
11	地方公共団体の研修旅行でも利用可能でしょうか。	国、県、公共団体等(学校は除く)が実施する研修旅行での利用は不可です。公益財団法人、一般社団法人は利用可能です。
12	宿泊施設は、島田市内であればどこでもよいのでしょうか。	宿泊は、ふじのくに安全安心認証制度を取得している場所のみ利用可能です。具体的な施設名は、別添の「ふじのくに安全安心認証制度取得済宿泊施設一覧」をご確認ください。
13	立ち寄り施設の証明はその都度、押印をいただかなければならないですか。	立ち寄り施設の証明は施設を利用した都度、署名又は押印(シャチハタ可)をお願いしてください。
14	1泊2日の宿泊の場合、2カ所の立ち寄りは、1日目に1カ所、2日目に1カ所でもよいのでしょうか。	よいです。

	Q	A
15	同施設内で2か所の立ち寄りや体験の利用は、立寄り施設2か所として見なせますか。	同施設内での2か所の利用は、立寄り施設2か所とは見なしません。 不可の例)大井川鐵道新金谷駅転車台の見学と大井川鐵道本線の乗車